

# 理 由 書

## 3・4・6号二葉村移線

本路線は、昭和44年に計画決定された都市計画道路である。

沿線には、商業施設や業務施設、高原中学校や高原町総合運動公園が立地しており、町内の主要な施設を結び、町内の回遊性向上に寄与する路線として位置づけられている。

近年の財政状況の逼迫や人口減少といった社会情勢の変化により、公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点からも、より一層、効果的かつ効率的な事業展開が求められている。また、都市計画道路の計画区域内は、関係法令により一定の建築制限が課せられていることから、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路の必要性や見直しなどを求める声も高まっている。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本路線の終点側の長期事業未着手区間については、代替路線が存在しており、当該区間の整備が無くとも都市計画道路としての役割を果たせると判断できることから、終点側約350mを廃止するものである。

また、平成10年都市計画法の改正に伴い、未着手区間の廃止と併せて、車線数を2車線と定める。

## 3・5・3号二葉並木線

本路線は、昭和32年に計画決定された都市計画道路である。

本路線は、国道223号線からJR高原駅前や市街地へのアクセスを担う路線として位置づけられている。また、概成区間は通学路に指定されており、地域住民の生活に密着した路線といえる。

近年の財政状況の逼迫や人口減少といった社会情勢の変化により、公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点からも、より一層、効果的かつ効率的な事業展開が求められている。また、都市計画道路の計画区域内は、関係法令により一定の建築制限が課せられていることから、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路の必要性や見直しなどを求める声も高まっている。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本路線の起点側の長期事業未着手区間については、代替路線が存在しており、当該区間の整備が無くとも都市計画道路としての役割を果たせると判断できることから、起点側約420mを廃止するものである。

また、平成10年都市計画法の改正に伴い、未着手区間の廃止と併せて、車線数を2車線と定める。